

【認可定員を超過している私立幼稚園の確認・公定価格の取扱いを認定こども園（幼保連携型及び幼稚園型）に適用する場合の考え方】

- ① 例外的・暫定的な利用定員設定及び公定価格の減算調整は、1号子どもについてのみ適用する。
- ② 適用単価の設定・減算調整に当たっては、幼稚園部分全体の認可定員・実利用人員・基準適合定員からそれぞれ2号利用定員を減じて得た人数を用いる。
- ③ 定員超過時の調整割合は、適用単価（幼稚園は幼稚園、認定こども園の幼稚園型部分は認定こども園（教育標準時間認定）の単価）の定員区分による。下記例はその他地域の場合の例（「認可定員超過の私立幼稚園への対応（まとめ）」を参照）。

（例）認可定員175人で実際に実利用人員245人を受け入れている私立幼稚園の場合

(A) 例外的・暫定的な利用定員を設定する（1号・2号利用定員の合計245人のケース）

(B) 例外的・暫定的な利用定員を設定しない（1号・2号利用定員の合計175人（認可定員）、認可基準を満たすまたは満たす見込みがあるケース）

(C) 例外的・暫定的な利用定員を設定しない（1号・2号利用定員の合計175人（認可定員）、認可基準を満たすことができる最大定員（基準適合定員）が210人のケース）

パターン	現行（例）			新制度（例）				1号単価		基準適合定員 ÷実利用人員	定員超過時の 調整割合	独自減算			
	幼稚園部分 認可定員	幼稚園部分 実利用人員	幼稚園部分 基準適合定員	1号 利用定員	1号 実利用人員	2号 利用定員	2号 実利用人員	定員区 分	備考			調整割合 最下限	備考		
(A)-1	幼稚園、幼稚園部分（並列型）	175	245	245以上	245	245	0	0	245	—	—	—	—	—	
(A)-2	幼稚園部分（単独型・接続型）	175	245	245以上	200	200	45	45	200	—	—	—	—	—	
(B)-1	幼稚園	175	245	245以上	175	245	0	0	245	実利用人員	—	94/100	175/245	認可定員 /実利用人員	
(B)-2	幼稚園部分（並列型）	175	245	245以上	175	245	0	0	245	実利用人員	—	95/100	175/245	認可定員 /実利用人員	
(B)-3	幼稚園部分（単独型・接続型）	175	245	245以上	130	200	45	45	200	実利用人員 -2号利用定員	—	94/100	130/200	(認可定員-2号利用定員) /(実利用人員-2号利用定員)	
(C)-1	幼稚園	175	245	210	175	245	0	0	210	基準適合定員	210/245	基準適合定員/実利用人数	93/100	175/245	認可定員 /実利用人員
(C)-2	幼稚園部分（並列型）	175	245	210	175	245	0	0	210	基準適合定員	210/245	基準適合定員/実利用人数	94/100	175/245	認可定員 /実利用人員
(C)-3	幼稚園部分（単独型・接続型）	175	245	210	130	200	45	45	165	基準適合定員 -2号利用定員	165/200	(基準適合定員-2号利用定員) /(実利用人員-2号利用定員)	92/100	130/200	(認可定員-2号利用定員) /(実利用人員-2号利用定員)

# 認可定員超過の私立幼稚園への対応(まとめ)

例) 認可定員175人で実際に245人を受け入れている私立幼稚園の場合

※ あくまでも国としての標準的な取扱いであり、各都道府県の判断により柔軟な運用は可能。

245人で認可基準を満たす又は満たす見込みがある

※②の場合など、認可基準を直ちに満たさない施設も対象となり得る。

245人では認可基準を満たしていない(満たす見込みもない)  
認可基準を満たすことができる最大定員(基準適合定員)が210人の場合

①定員増認可申請中・申請予定 and/or ②実員減少計画

(協議を行わない)

都道府県協議

認められる場合

認められない場合

※ 「基準適合人数」については、都道府県が判定することが基本。  
※ 幼稚園設置基準附則第二項ただし書適用の施設については、現状のまま移行する場合は直ちに(C)とはならない。

利用定員245人(期限付)

利用定員175人(認可定員が上限)

※②の場合など、受入れ状況に応じて、年度ごとに引き下げることあり得る。

実利用245人の場合

(A)

(B)

(C)

245人単価 × 245人  
(利用定員) (実受入数)

245人単価 × 245人  
(実受入数) (実受入数)

210人単価 × 245人  
(基準適合定員) (実受入数)

× 調整割合

× 基準適合定員 ÷ 実受入数 × 調整割合

減算なし。547万円(A)

2年連続2割超過の場合、公定価格表の調整割合を適用(245人単価適用の場合94/100。514万円(B)')。さらに、都道府県の判断により、調整割合の引き下げ可能(ただし、結果的にCより下げないこと)。

「基準適合定員 ÷ 実受入数」により減額割合を設定(210/245。実質的に210人分に相当する給付額)。  
2年連続2割超過の場合、公定価格表の調整割合を適用(210人単価適用の場合93/100。467万円(C)')。さらに、都道府県の判断により、調整割合の引き下げ可能(ただし、基準適合定員が認可定員の場合まで)。

※全国統一費用部分の算定に当たっては、この取扱いと異なる市町村も含め、この取扱いを前提とした公定価格の額等を前提に算定する方向で検討。

指導監督  
(市町村等)

・期限内に、利用定員設定時の計画に基づく認可定員による受入適正化を指導。  
・期限経過後は改めて利用定員を設定。  
※いずれも、一義的には、認可監督権者たる都道府県が、認可定員に基づく適正化を指導

確認基準(定員弾力化含む)の遵守を指導。

・速やかに認可定員に基づく受入適正化を指導。  
・従わない場合は確認の取消も含め厳しく対応。